



発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「再処理施設等と共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例：再処理施設設工認)                  ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備                  △△容器 (MOX燃料加工施設と共用 (以下同じ。)) は、…</p> </div> <p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報 (個数, 計測範囲等) 等を記載する必要があるものは、それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例：再処理施設設工認)                  △△発電機 (「MOX燃料加工施設と共用, ●●建屋, ●●エリアに保管」                  (個数△ (予備▲), 計測範囲***~*** mSv/h) )</p> </div> <p>2.3 <u>準拠規格及び基準</u>  <u>準拠規格及び基準</u>については、各施設に適用する基準及び規格を記載する。</p> <p>2.4 設計及び工事の方法に係る品質マネジメントシステムに関する事項 (再処理特有)                  設計及び工事に関する事項であり、再処理施設本体、使用済燃料の受入及び貯蔵施設共用である設備は、再処理施設本体の設計及び工事の方法に係る品質マネジメントシステムに関する事項を記載する。</p> <p>2.5 添付書類                  添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、仕様表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。</p> <p>但し、設備が設置される建屋 (基礎含む) や配置に評価が依存する「主要な○○施設の耐震性に関する説明書」及び「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。</p> <p>3. 添付図面の添付方針について                  添付図面に記載する施設等は、本文 (仕様表, 基本設計方針) を参考に記載する。</p> <p>3.1 各施設の個別図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 設工認申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。</li> </ul>	<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例) 原子炉冷却系統施設                  △△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用 (以下同じ。)) は、□□として使用する。なお、△△ポンプの設置数は…</p> </div> <p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報 (個数, 計測範囲等) 等を記載する必要があるものは、それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例)                  可搬型計測器 (「東海, 東海第二発電所共用, 東海●●発電所に保管」 (個数△ (予備▲), 計測範囲***~*** mSv/h) )</p> </div> <p>2.3 適用基準及び適用規格                  適用基準及び適用規格については、東海, 東海第二発電所共用であることを踏まえて、東海, 東海第二発電所共用設備に適用する基準/規格は、東海第二発電所で同じ基準及び規格を記載する。</p> <p>2.4 設計及び工事の品質管理に係る方法等に関する事項                  設計及び工事に関する事項であり、東海, 東海第二発電所共用である設備は、東海第二発電所の設計及び工事の品質管理に係る方法等に関する事項を記載する。</p> <p>2.5 添付書類                  添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、要目表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。</p> <p>但し、設備が設置される建屋 (基礎含む) や配置に評価が依存する「V-2 耐震性に関する説明書」及び「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。</p> <p>3. 添付図面の添付方針について                  添付図面に記載する発電所は、本文 (要目表, 基本設計方針) を参考に記載する。</p> <p>3.1 各施設の個別図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要目表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。</li> </ul>	<p>・許可に合わせて準拠規格及び基準とする。</p>